

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで
昭和 31 年 3 月に中学を卒業後、地方の自転車店等で技術を磨きながら、A市での就職先を探しており、34年7月1日に株式会社Bに入社した。38年8月26日まで勤務していたが、34年7月1日から36年7月1日までの厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び同僚の供述から判断すると、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間中から株式会社Bに勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は社会保険事務所の記録によると、昭和 48 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は当時の資料は既に処分したため不明としており、経理担当役員も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる供述や関連資料を得ることはできない。

また、当時の経理担当役員の下で勤務していた事務担当者は「申立期間当時、当該事業所は、地方の自転車、バイクの修理工場からの技術研修者などを受け入れていた。研修者には、i) 実家の販売店や修理工場経営者の跡継ぎとなるために研修を受けに来た者、ii) 職業訓練校を卒業した者や本人の希望により技術習得のため研修を受けに来た者がいた。研修者の社会保険加入状況は様々であり、i) の者は、将来的には実家に戻るため、社会保険には加入させなかった。ii) の者のうち、職業訓練校を卒業した者は、採用と同時に社会保険に加入させていたようだが、そのほかの者は、研修状況、勤務状況を見ながら、経理担当役員の判断で半年から1年以内

には、社会保険に加入させていた。」と供述している上、申立期間中に当該事業所に勤務していたことが確認できる同僚 16 人のうち二人から自身の入社時期について供述が得られ、一人は職業訓練校を卒業後に入社し、入社と同時に厚生年金保険加入となっている一方、他の一人は、入社1年後に厚生年金保険加入となっていることから、申立期間当時、当該事業主は、従業員ごとに個別に判断して、厚生年金保険の加入手続を行っていた状況がうかがえる。

さらに、申立人が申立てに係る入社時期の根拠としている略歴表は、中学校卒業年が事実と1年相違している上、当該事業所に入社するまでの他事業所における勤務期間に係る申立人の記憶は曖昧である。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関係資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。